

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 国保年金課

応能応益割合につきましては、近隣自治体の状況等も踏まえ、適切な保険税負担の在り方を含め引き続き研究してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 国保年金課

子育て世帯の国保税負担の軽減（子どもの均等割に係る軽減措置の導入）につきましては、国と地方の協議において具体的な論点が示され、今後本格的に検討されることですので、引き続き議論を見守るとともに、今後も機会を捉え引き続き国に要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 国保年金課

一般会計からの繰り入れにつきましては、国保の財政状況等を踏まえ、適切に対応してまいります。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答①②】 国保年金課

国民健康保険税の減免につきましては、個別にご事情を伺ったうえで判断しており、一定の所得額以下であることのみを理由には行っておりません。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。
- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答①②】 国保年金課

本市では、三郷市国民健康保険に関する規則において、一部負担金の減免について明文化し、運用しております。運用にあたりましては、平成 22 年 9 月 13 日に厚生労働省から全国に通知された基準を基本に、被保険者の状況に応じて個別に相談を受けるようにしております。

また、状況について詳細に聞き取りを行う必要があることから、申請書等につきましては現行の書式を使用してまいります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】 収納対策課

国民健康保険税を含む市税等の納付が遅れているかたから納税相談をいただく際は、納付が困難となっているご事情を詳しくお聞きし、納税相談や財産調査等の結果、財産がないときや、滞納処分を行うことにより生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどの場合には、法令に基づき滞納処分の執行停止を行っております。

また、相談において、生活再建等の福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉相談窓口をご案内しております。

- ② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 収納対策課

地方税法では、市税等を滞納した場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されており、滞納処分については、国税徴収法や地方税法等の法令に則り執行しております。

また、生活保障費等の差押禁止財産についても、法令に基づき、差押えは行わないよう徹底しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。
- ② 窓口留置は行なわないでください。
- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答①②③】 国保年金課

短期被保険者証及び資格証明書につきましては、納税相談の機会の確保と被保険者間の負担の公平を図ることを目的に交付しており、今後も適正に交付してまいります。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

- ① 委員を公募制にしてください。
- ② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 ①②国保年金課

国保運営協議会の委員につきましては、医療関係者、有識者のほか、被保険者のかたからも選出して意見を伺っております。選出方法については引き続き検討してまいりたいと考えております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 健康推進課

特定健康診査の本人負担につきましては、現在、国民健康保険特別会計から半額補助を行っております。国民健康保険の財政状況から、現段階での本人負担の無料化は引き続き困難な状況です。県内の状況等を踏まえた上で、受診率向上策のひとつの取り組みとして研究してまいります。

- ② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 健康推進課

実施期間につきましては、平成30年度から三郷市医師会の協力により、個別方式実施分について期間延長（約2か月）いたしました。

また、健診項目では、平成27年度から貧血検査を受診者全員が実施できるように拡充しております。腎機能評価として、eGFR（推算糸球体濾過量）を結果票へ表

記しており、CKD（慢性腎臓病）や糖尿病腎症の早期発見・早期治療に繋がるよう、内容の充実に努めております。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 人事課

今年度、健康予防担当の保健師を1名増員しております。引き続き、事業に必要な職員数の確保に努めてまいります。

【回答】 健康推進課

三郷市の人口増加や高齢化の進展に伴い、多様化する市民の健康課題に対応するために、保健師の増員は必要であると考えております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 健康推進課

三郷市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めております。新規業務や、変更業務が生じた場合は、個人情報保護審議会に諮り、承認を受けております。今後も個人情報の取扱いにつきましては、管理を徹底してまいります。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 長寿いきがい課

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、資格証明書の発行はしておりません。

短期被保険者証の発行につきましては、納付相談機会の確保として位置づけがなされており、本年4月1日時点の発行件数は9件です。今後の運用につきましては、引き続き広域連合との連携を図ってまいります。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 長寿いきがい課

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気でいきいきと暮らしていくことができるよう、個々の生活や心身の状態に応じた、健康の保持増進に取り組むことができる環境づくりの推進を図ってまいります。さらに、多様な健康づくりの施策をとおして、日常生活における健康への意識を高めるとともに、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防につながるような支援を図ってまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 健康推進課

後期高齢者健康診査、及び各種がん検診の受診費用につきましては、後期高齢者医療保険加入のかたは無料として実施しております。また、集団歯周疾患検診を年に1回実施しており、75歳以上のかたは無料としております。

【回答】 長寿いきがい課

人間ドックは、病院毎に定めている受診費用の金額にかなりの幅があり、受診の形態も様々です。そのすべてを無料とすることは、医療制度の持続性や被保険者間の公平性の観点からも困難であると考えます。人間ドックを受診したかたに対しましては、受診費用の一部を助成する事業を今後も進めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 長寿いきがい課

第7期三郷市介護保険事業の地域支援事業としての介護予防・日常生活支援総合事業の給付実績につきましては、現在精査中ですが、初年度の事業費は、計画値を下回る見通しです。

また、地域支援事業費の執行にあつては、サービスを実施するために、十分な執行管理を実施してまいります。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 長寿いきがい課

昨年度、日常生活圏域の第6圏域で第2層協議体を立ち上げました。今後も他圏域で第2層協議体を立ち上げ、生活支援コーディネーターを選出し、地域課題の解決や資源開発を進めてまいります。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】 長寿いきがい課

高齢者が、地域において生き生きと暮らしていくためにも、要介護になることを防ぐ介護予防事業の充実は重要な課題と認識しております。現在は現行相当サービスとその他のサービスとしての入浴サービスを行っております。今後も、地域の方々のニーズに応えられるよう研究してまいります。

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの

有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 長寿いきがい課

介護予防・生活支援サービスの単価につきましては、現在、従来額としております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 長寿いきがい課

高齢者の生活全般にわたる支援策としては、高齢者のかたが楽しみや生きがいを持って生き生きとした生活を送るための事業や、心身の衰えがあるかたに要支援・要介護を予防するための事業を図ってまいります。重点施策としては、日常生活支援の充実、生きがいづくりや主体的な活動の支援、在宅医療と介護の連携の推進、認知症施策の推進、介護者支援の強化、高齢者虐待の防止、安心して暮らせる地域づくりの整備等としています。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 ふくし総合支援課

認知症当事者への支援策としては、認知症初期集中支援事業により、自ら支援を拒否する当事者などを医療や介護のサービスに繋ぎ、安全に生活できるよう支援しております。また、市内7か所にある認知症カフェは年間1,272名の利用があり、各カフェでは工夫を凝らした心のケアを取り組んでいます。高齢者等SOSネットワーク事業では、登録者(約60名)が行方不明になった際に、市や警察だけでなく地域の登録機関と協力して捜索する体制を整えており、家族等の安心につながっていると考えております。

認知症のかたに関わるかたへの支援策としては、認知症の知識を啓発する認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、「実践してみたい」との好評を得ております。

【回答】 長寿いきがい課

急増している認知症のかたを早期に発見し、医療や介護サービスに結び付けられるよう、地域住民や様々な担い手と連携して、認知症や高次脳機能障害のかたが安心して地域で生活できる地域づくりを目指します。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 長寿いきがい課

課題としては、定期巡回24時間サービスの提供を行うための人員の確保、体制整備、制度の普及・啓発等が考えられます。課題について、現場と協議していくことが、解決につながると考えます。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 長寿いきがい課

介護人材の確保につきましては、市単独での実施が困難ですので、埼玉県と連携を図りながら、引き続き、県の事業の周知に努めてまいります。

また、介護従事者の処遇改善につきましては、現在の介護報酬加算による算定が適当と考えますが、関係機関等のご意見なども参考にしております。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 長寿いきがい課

当市における、介護職種の技能実習制度の活用状況につきましては、実態把握が困難な状況です。今後も国の動向を注視してまいります。

- (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 長寿いきがい課

平成31年4月に厚生労働省老健局振興課から「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が作成された旨、事務連絡があり、本マニュアルについて介護事業者や関係機関向けに、市のホームページにより内容の公表と周知を行ったところでございます。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 長寿いきがい課

第7期三郷市介護保険事業計画では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型サービスの小規模多機能型居宅サービスについて、各々1施設の整備を計画しております。特別養護老人ホームについては、平成31年4月に1施設（定員100人）が開設しました。小規模多機能型居宅介護につきましては、令和元年度の整備事業として、公募による整備を実施しているところでございます。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 長寿いきがい課

ご意見・ご要望については機会を捉えて要望してまいります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 長寿いきがい課

入所対象者の選定方法につきましては、所管する埼玉県から各施設に対して通知が発出されており、指導されていると認識しております。市といたしましても、適正に実施されているものと考えております。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

- (1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。
- (2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。
- (3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答(1)(2)(3)】 長寿いきがい課

2018年度の交付額は11,074千円でした。使途については、決算前につき確定しておりませんが、要綱に基づき、地域支援事業費等へ充当することを考えております。

また、2019年度の交付金に係る評価指標については、未だ、国からの正式提示がされていないため、確定的なお答えが難しい状況ですが、要綱に従って適正に実施してまいります。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 長寿いきがい課

要介護者の増加により介護給付費が増加しておりますので、介護保険料の引き下げは困難な状況と考えます。保険料の支払いが困難な場合には、相談をお受けしながら個別に対応してまいります。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 長寿いきがい課

低所得者への保険料軽減策としましては、消費税及び地方税率の引き上げに対するものとして、所得段階が第1段階から3段階まで該当するかたに係る保険料の軽減強化を行う条例の改正を6月議会に上程したところでございます。

具体的には保険料基準額に対する割合を、第1段階では0.45から0.375へ、第2段階では0.70から0.575へ、第3段階では0.75から0.725へ引き下げるものです。

これに伴い、年間保険料は第1段階のかたで26,700円から22,200円、第2段階のかたで41,500円から34,100円へ、第3段階のかたで44,500円から43,000円と軽減される見込みです。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 長寿いきがい課

現在も相談を受けながら、個別に対応しております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 長寿いきがい課

わが国の総人口が減少している中、本市の人口は増加傾向にあります。しかし、高齢者人口は増加を続け、平成29年には埼玉県平均を上回りました。今後も増加傾向が見込まれます。また、要支援・要介護認定率が年々上昇傾向にあり、今後も継続的な健康づくり、介護予防への取り組みの支援が重要と考えます。

第7期三郷市介護保険事業における具体的な取り組みとして、高齢者が生きがいを持ち積極的に社会参加し、健康でいきいきとした暮らしを送りことができるよう健康づくりを推進いたします。

また、高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

給付費の抑制については、介護予防・日常生活支援総合事業などが有効であると考えておりますが、給付総額が減少している自治体の実態については、把握しておりません。

今後は、近隣市町で意見交換を行い、研究してまいります。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 長寿いきがい課

介護サービスの利用者負担額の支払いが困難である低所得者のかたには、介護保険利用料助成制度で対応しているところでございます。利用料等の支払いが困難である状況は個々に異なっているため、今後も引き続き、個別のご相談により対応してまいります。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。

い。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 ふくし総合支援課

昨年度の地域包括支援センターから報告を受けた高齢者虐待（疑いを含む）の相談件数は約50件で、そのうち警察から市に通報があったものは約30件でした。虐待の通報があった際は関係機関と連携し訪問等による事実確認を速やかに行い、深刻な虐待につきましては必要に応じ養護者と高齢者の分離を行っております。緊急的な対応ののち、養護者の介護負担を軽減するための支援や、関係機関が連携した見守り体制の構築などを行っておりますが、支援の中では養護者の支援が再発防止に有効な方策と考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】 障がい福祉課

三郷市障がい者地域生活支援協議会を中心に、令和2年度末までの整備に向け、検討を始めております。他市の状況等も参考に進めてまいります。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】 障がい福祉課

三郷市障がい者地域生活支援協議会を中心に検討してまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】 障がい福祉課

市内には、入所機能を持った施設はありません。そのため、入所機能を有する施設を軸とした「多機能拠点整備型」ではなく、市内各事業所間での役割分担による「面的整備型」をイメージし、検討してまいります。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 障がい福祉課

三郷市障がい者地域生活支援協議会を通して、当事者の声を反映しながら検討してまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

② 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 障がい福祉課

グループホーム利用を希望されるかたに対しては、その都度対応しております。引き続き、利用を希望される方への情報提供やマッチング等を行うことで、ニーズに即した対応に努めてまいります。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 障がい福祉課

第5期三郷市障がい福祉計画にて、その見込み量を示しております。平成30年度末時点において、グループホーム利用者の見込み量は121人分となっており、市内グループホームの総定員数は74人分となっております。また、利用者数は93人となっております。引き続き、市内にてグループホームの開設を予定する事業者には、ニーズ等を理解していただきながら、拡充に努めてまいります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 障がい福祉課

障がい福祉課や障がい福祉相談支援センターで相談対応をしております。また、介護担当部署や各種機関等とも連携し、対応に努めております。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 障がい福祉課

一部負担金の制度はありません。助成の対象や内容につきましては、今後も障害福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況の推移や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 障がい福祉課

重度心身障害者医療費の助成方法につきましては、現在、医療機関等の窓口で医療費を一旦お支払いいただき、後日、申請により医療費を助成する償還払い方式としております。ただし、申請手続きの簡素化を図る目的から、受給者が市内の医療機関等に受診した場合において、医療機関等が受給者に代わって市に申請書を提出すること

により医療費を助成する、いわゆる申請代行の方法も行っております。現物給付化につきましては、今年度中の実施に向けて準備を進めているところでございます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 障がい福祉課

精神障害者手帳2級のかたにつきましては、65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあり、かつ、65歳以上で後期高齢者医療制度に加入された場合は、助成制度の対象としています。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。
(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。
(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答(1)(2)(3)】 障がい福祉課

三郷市で実施しております制度の見直し等を含め、研究してまいります。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 障がい福祉課

県の動向を注視してまいります。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 障がい福祉課

福祉タクシー利用料金助成及び自動車燃料費助成につきましては、在宅の心身障がい者の外出を容易にし、経済的負担の軽減と障がい者福祉の増進を図ることを目的としています。なお、燃料費助成券は、本人または同居の親族が所有する自動車を登録の対象としております。現在は所得制限や年齢制限を設けておりませんが、制度内容については今後も県内の実施状況等を踏まえ、検討してまいります。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 障がい福祉課

現在、福祉タクシー利用料金助成事業に係る県の広域利用の協定には、一部を除く県内市町村が加盟しております。これにより、県内に事業所のある福祉タクシー協定事業者のタクシーにおいて、県内の市町村が交付した福祉タクシー利用券の相互利用が可能となっています。今後も、埼玉県福祉タクシー運営協議会等の場を活用し、県

や他市町村、タクシー事業者等と連携を図ってまいります。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしつかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】 ふくし総合支援課

本市では、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として、下記①～⑥のとおり定めています。①～⑤の要件に該当しないかたでも、名簿への掲載を希望するかたについては、⑥に定めているとおり、名簿に掲載することが可能です。

- ① 75歳以上の単身者及び75歳以上の高齢者のみ世帯
- ② 要介護3以上の認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1級・2級を所持している者
- ④ 療育手帳マルA・Aの手帳を所持している者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- ⑥ その他前5号の要件に該当しないが、避難支援が必要、その他自力で避難するのが困難な者で、自ら名簿への搭載を希望する者

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 危機管理防災課

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設する二次避難所となりますので、災害発生当初から入所できるものではありません。指定された施設の被災状況を踏まえ、受入・運営体制が整った後に開設しますので、最初は、市指定の避難所に避難していただくこととなります。そのため、指定避難所の中に福祉避難スペースを確保することで対応してまいります。また、入所に当たって、登録制にすることについては、福祉避難所は、小中学校などの一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者で、市が福祉避難所への移動が適当と判断したかたが対象となることや、より優先すべきかた（重度のかたなど）が対象となることを考えると、事前に入所できる対象者の概数や現況を把握しておくことは必要ですが、登録制については現在のところ考えておりません。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 危機管理防災課

生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うものとしますが、状況に応じて、避難所以外で避難生活をしている被災世帯に対しても、在宅被災者の名簿を作成のうえ、ボランティア等の協力を得て、被害程度及び世帯構成人員に応じて配給を行います。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 ふくし総合支援課

避難行動要支援者名簿は、秘匿性の高い個人情報を含むものであることから、情報の漏えいや紛失が絶対に発生しないよう、個人情報の適正利用に関して必要な措置を講じています。

地域において避難支援に取り組む町会・自治会・管理組合、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者には、名簿の適正な取扱いについて市と協定を締結し、団体内部で名簿を管理する責任者を市に届け出ていただいた上で、担当する地域において、外部への情報提供に同意を得られた要支援者のかたの名簿を提供しています。

災害時におきましては、同意を得られなかったかたも含めた名簿を、避難支援等関係者へ提供いたします。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。
- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答①②】 すこやか課

平成31年4月1日現在の待機児童数は114人で、保留児童数は384人となっております。

各年齢別の受け入れ児童総数は0歳児188人、1歳児367人、2歳児404人、3歳児425人、4歳児419人、5歳児422人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。
- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。
- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答①②③】 子ども政策室

本市では、「みさと こども にこにこプラン」(三郷市子ども・子育て支援事業計画及び第2次三郷市児童育成行動計画)に基づき、待機児童解消のための対策を行っており、今後も、保育の需要を見極め、必要に応じて民間認可保育所、地域型保育施設等の開設支援等に努めてまいります。また、施設整備事業費の増額につきましては、国・県補助制度の動向を注視してまいります。

【回答①②③】 すこやか課

本市では待機児童対策のため、認可保育施設へ働きかけをし、受け入れ枠の拡大を行っていただいております。給付費、補助金につきましても入所児童数に応じた支援を行っております。今後も、市内保育施設へのサポートを続けてまいります。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 人事課

今年度、保育士については9名（保育所看護師含む）を新規採用しております。引き続き、市立保育所の運営に必要な保育士の確保に努めてまいります。

【回答】 すこやか課・

昨年来同様に、保育士の給与改善につきましては、国においても公定価格に人事院勧告分及び処遇改善加算の賃金改善要件分の上乗せをして保育士賃金の改善を図っており、これに加えて本市でも、遠方からの保育士採用及び就労定着を図るため、事業者が宿舎を借り上げる費用の一部を補助する国の補助金を活用するほか、「三郷市民間保育施設等運営改善費補助金交付要綱」に基づき民間保育施設の保育士の処遇改善のため、毎月一定の補助を実施しております。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 すこやか課

国や近隣他市の動向を注視してまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答(1)(2)】 すこやか課

本市では保育の質の向上のため、さまざまな研修案内の周知をはじめ、市が開催する保育士研修の実施について、民間保育施設を含めた案内を行っております。保育施設への指導監査につきましては、毎年、集団指導を実施しているほか、各園の運営について適宜立入を行っております。

入所中の児童の下の子の出産に伴う保護者の育児休業期間中の保育施設の利用につきましては、必要書類の提出により、生まれたお子さんが2歳になった日の属する年度末まで支給認定を行っております。今後も保育格差が生じないように、支援をすす

めてまいります。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 教育総務課

児童クラブの入室につきましては、入室や申請状況を考慮し、児童に安心・安全な場を提供して、より多くの児童の受け入れができるよう職員募集を行い、職員配置の充実に努めてまいります。また、適正規模につきましては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の基準に基づき、児童クラブの運営に努めてまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 教育総務課

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」につきましては、入室する時間が18時半を超えて事業を行うこと、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、定期昇給等の仕組みの導入に努めることなどが条件となっていることから三郷市は現在、要件に該当しておりませんが、近隣市の状況を注視してまいります。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】 教育総務課

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」については、国や近隣市の状況を注視してまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】 子ども支援課

子ども医療費の年齢拡大につきましては、子どもの保健の向上や親の経済的負担への支援を行うため、平成22年10月診療分から、通院・入院とも中学校終了前まで年齢拡大を実施してまいりました。

子ども医療費を18歳まで無料化にすることにつきましては、年齢拡大における医療費支給状況の推移、市の他の施策との整合性などを考慮して、総合的に判断してまいります。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】 子ども支援課

県に対して、埼玉県市長会を通じて助成対象年齢を中学校修了(15歳年度末)まで引き上げるよう要望をしております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】 生活ふくし課

「保護のしおり」につきましては、現在もカウンターに設置をし、ケースワーカーから説明を加え手渡しをする形をとっております。①につきましては明示し、法の基本的な理念等は、相談専門員、ケースワーカーにより十分な理解が図れるよう、書面記載だけでなく、説明をさせていただいております。また保護決定後の案内にも、併せて詳細な説明を明記し、説明を行い同意を図っております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】 生活ふくし課

現在、本市福祉事務所では、制度に誤解や偏見、スティグマが生じることの無いよう、相談窓口をふくし総合相談室（困窮）と生活ふくし課（生活保護）とで重層的に、個々の相談に対し正しく、必要な制度利用ができるよう、相談体制を整備しております。

2. 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 生活ふくし課

申請につきましてはその権利が守られるよう適切に受理しております。また、不利益となる状況、例えば高額な医療を受けているなどの場合は、のちに資産があり返還となる場合に 10 割の返還が生じることなどについても十分に説明させていただいております。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 生活ふくし課

ご指摘がありましたように、個々に基準が異なることから、ケースワーカーにとりましても計算がより複雑なものとなります。つきましては、書面記載するだけでなく、問い合わせに対して丁寧な説明を心がけます。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このようなことから、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 人事課

ケースワーカーについては、標準数を満たすよう毎年増員を図っており、今年度は1名増員しております。

【回答】 生活ふくし課・

職員の研修に関しましては、埼玉県主催のもののほか、関連する他法の研修や、査察指導員を中心とした内部OJT、ケース事例共有など日常的に行っております。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 生活ふくし課

例年、支給対象児童のいる世帯に周知するとともに、ケースワーカーからの説明を行っております。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 生活ふくし課

平成30年度県監査の要望事項におきましても、冷房器具の支給要件の見直しに関し要望いたしました。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 生活ふくし課

1(2)の重層的な相談体制で制度利用が漏れない体制をとるほか、日常的にも福祉部をはじめ関係各所との連携を図っております。